

○薬剤師の消除(自主返納)申請手続について

手続概要	薬剤師名簿から登録を抹消する際に行う手続です。 薬剤師名簿から登録を抹消した場合、薬剤師として業務を行うことができません。 ※消除した場合、再度登録することはできません。
根拠法令	薬剤師法施行令第6条、第10条
申請方法	【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内
その他	【手続対象者】 薬剤師名簿から登録の抹消を希望する薬剤師 【相談窓口】 保健所、都道府県薬務主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係 【添付書類】 ○薬剤師免許証